

環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について (JBIC)

1. 既存の FAQ の変更について

	FAQ の分類	現行の FAQ	変更後 FAQ 案	備考
1.1	環境レビュー	<p>Q. 環境ガイドラインにおいて、環境社会配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスとはどのようなものですか？</p> <p>A. JBIC は、環境社会配慮確認を行う必要のある全ての項目を網羅し、世界中で適用可能な国際的基準は現在のところ存在しないものと認識しており、国際的基準としては、国際条約等、世銀や IFC 以外の国際機関等の基準、日本や米国、欧州等先進国の基準・規制を参照することにしていきます*1。</p> <p>参照すべき基準、グッドプラクティスは多数ありますが、具体例としては、次のようなものが考えられます。</p> <p>(1) 汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本、米国の規制値</li> <li>・ マルポール条約</li> </ul> <p>(2) 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産条約</li> <li>・ ラムサール条約</li> <li>・ ワシントン条約</li> <li>・ IUCN のレッドリスト</li> </ul> <p>(3) 社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産条約</li> <li>・ DAC の住民移転に係るガイドライン等</li> </ul> <p>これら以外のものも含めすべてを列挙することは困難であることから、環境ガイドライン第 1 部 3.(4) では、「また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準、又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する」と包括的に記述しています。また、今後新たな基準が国際的に確立された場合には、それも参照していく方針です。</p> <p>*1 JBIC の環境レビューでは、原則として世界銀行のセーフガードポリシー、IFC</p>	<p>Q. 環境ガイドラインにおいて、環境社会配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスとはどのようなものですか？</p> <p>A. JBIC は、環境社会配慮確認を行う必要のある全ての項目を網羅し、世界中で適用可能な国際的基準は現在のところ存在しないものと認識しており、国際的基準としては、国際条約等、世銀や IFC 以外の国際機関等の基準、日本や米国、欧州等先進国の基準・規制を参照することにしていきます*1。</p> <p>参照すべき基準、グッドプラクティスは多数ありますが、具体例としては、次のようなものが考えられます。</p> <p>(1) 汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本、米国の規制値</li> <li>・ マルポール条約</li> </ul> <p>(2) 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産条約</li> <li>・ ラムサール条約</li> <li>・ ワシントン条約</li> <li>・ IUCN のレッドリスト</li> </ul> <p>(3) 社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産条約</li> <li>・ DAC の住民移転に係るガイドライン等</li> </ul> <p>(4) 特定セクター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子力安全条約及び IAEA 基準の関連部分</u></li> <li>・ <u>世界ダム委員会レポート</u> 等</li> </ul> <p>これら以外のものも含めすべてを列挙することは困難であることから、環境ガイドライン第 1 部 3.(4) __では、「適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準、またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する」と包括的に記述しています。また、今後新たな基準が国際的に確立された場合には、それも参照していく方針です。</p> <p>*1 JBIC の環境レビューでは、原則として世界銀行のセーフガードポリシー、IFC</p>	項番 2。

	FAQ の分類	現行の FAQ	変更後 FAQ 案	備考
		<p>のパフォーマンススタンダードを用いてチェックを行っていることから、環境ガイドラインにおいてこれらは「参照」ではなく、「適合」という形でより重要視されています。</p>	<p>のパフォーマンススタンダードを用いてチェックを行っていることから、環境ガイドラインにおいてこれらは「参照」ではなく、「適合」という形でより重要視しています。</p>	
1.2	環境レビュー	<p>Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1.において、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」とありますが、<u>重要な自然生息地または重要な森林とはどのようなものですか。</u>また、<u>著しい転換、著しい劣化とはどのようなものですか？</u></p> <p>A. <u>世界銀行のセーフガードポリシー（OP4.04 Annex A, OP4.36 Annex A）の定義を踏まえ、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられます。また、重要な森林は重要な自然生息地と認められた森林地域をいうものと認識しています。</u></p> <p><u>重要な自然生息地</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の保護区及び政府から公式に保護区として提案された地域、伝統的な地域コミュニティが政府の指定に先んじて保護区と受け止める地域及びこれら地域を保護区足らしめるに不可欠な地域。</li> <li>上記項目で規定する地域以外の類例として、例えば、保護すべきと伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。</li> </ul> <p><u>また、世界銀行のセーフガードポリシーの定義（OP4.04 Annex A, OP4.36 Annex A）を踏まえ、著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しております。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>著しい転換：重要な自然生息地足らしめる状態が、完全に消滅または著しく減少すること。</u></li> <li><u>著しい劣化：重要な自然生息地としての種の保全機能が、著しく減少すること。</u></li> </ul>	<p>Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1.(6)において、「重要な自然生息地(重要な森林を含む)」「自然生息地(天然林を含む)」という表現がありますが、<u>どういった地域を指すのでしょうか。</u>また、「<u>著しい転換または著しい劣化</u>」とはどのようなものですか？</p> <p>A. 「<u>重要な自然生息地(重要な森林を含む)</u>」「<u>自然生息地(天然林を含む)</u>」「<u>著しい転換または著しい劣化</u>」については、<u>適合を確認する国際基準を踏まえ、以下のようなものがあり得ると考えられます。</u></p> <p><b>【世界銀行のセーフガードポリシー（OP4.04 Annex A、 OP4.36 Annex A）参照】</b></p> <p><u>重要な自然生息地(重要な森林を含む)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の保護区及び政府から公式に保護区として提案された地域、伝統的な地域コミュニティが政府の指定に先んじて保護区と受け止める地域及びこれら地域を保護区足らしめるに不可欠な地域。</li> <li>上記項目で規定する地域以外の類例として、例えば、保護すべきと伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。</li> <li><u>重要な森林は、上記の重要な自然生息地の条件を満たしている森林</u></li> </ul> <p><u>自然生息地(天然林を含む)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>生態系の生物群集が主に在来動植物により構成されており、人間の活動によって当該区域の主たる生態系機能が本質的に変化していない、陸域もしくは水域</u></li> <li><u>天然林は、上記の自然生息地の条件を満たす森林地およびそれに伴う水路</u></li> </ul> <p><u>著しい転換</u></p> <p><u>土地または水の利用によってもたらされた、長期に渡る大きな変化による、生息地(重要な自然生息地またはその他の自然生息地)の健全性の消失あるいは著しい減少</u></p> <p><u>著しい劣化</u></p> <p><u>在来種の存続可能な個体数を維持するための生息地の能力が大幅に低下する転換</u></p> <p><b>【IFC のパフォーマンススタンダード 6 のパラグラフ 13、16、脚注 7 参照】</b></p> <p><u>重要な自然生息地(重要な森林を含む)</u></p> <p><u>生物多様性の価値が高い地域であり、以下の生息地を含む地域になります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>絶滅寸前種(Critically Endangered Species)や絶滅危惧種(Endangered Species)にとって特別に重要な生息地</u></li> <li><u>固有種、生息地限定種にとって特別に重要な生息地</u></li> </ul>	項番 38。

	FAQ の分類	現行の FAQ	変更後 FAQ 案	備考
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>移動性種や群れを成す種の世界的に重要な集まりを支える生息地</u></li> <li>・ <u>重大な危機に瀕し、他に類のない生態系</u></li> <li>・ <u>重要な進化の過程に関わる地域</u></li> </ul> <u>自然生息地（天然林を含む）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>主に土着の動植物の生物群によって形成される地域</u></li> <li>・ <u>人間の活動がその地域の主要な生態系機能や種の構成を本質的には変えていない地域</u></li> </ul> <u>著しい転換または劣化</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>土地または水の利用によってもたらされた、長年に渡る大きな変化による、生息地の健全性の消失あるいは著しい減少</u></li> <li>・ <u>在来種の存続可能な個体数を維持するための生息地の能力が大幅に最小化する転換</u></li> </ul>	
1.3	環境レビュー	<p>Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1.において「住民移転計画には、<u>世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい</u>」とありますが、<u>OP4.12 Annex A に規定される内容とはどのようなものですか？</u></p> <p>A. OP4.12 Annex A は、<u>世界銀行のウェブサイトに掲載されておりますので、ご確認下さい。</u></p> <p>なお、OP4.12 Annex A の主な項目は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転に係る社会経済調査の結果</li> <li>・ 移転対象者の定義及び補償・支援の受給資格</li> <li>・ 損失価額の算定方法及び損失の補償方法</li> <li>・ 補償及び支援の具体的内容</li> <li>・ 移転先に用意される住宅、インフラ、公共施設</li> <li>・ 移転住民及び移転先コミュニティの移転プロセスへの参加</li> <li>・ 苦情処理メカニズム</li> <li>・ 実施スケジュール</li> <li>・ 費用見積もり及び予算計画</li> <li>・ モニタリング及び事後評価の概要</li> </ul> <p><u>*お問い合わせ番号: : C-0910-02</u></p>	<p>Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1.において「住民移転計画には、<u>適合を確認する国際金融機関の基準で求められる内容が含まれることが望ましい</u>」とありますが、<u>具体的にはどの基準で求められている内容になりますか？</u></p> <p>A. 世界銀行のセーフガードポリシーへの適合を確認する場合は OP4.12 Annex A、<u>IFC のパフォーマンススタンダードへの適合を確認する場合はガイダンスノート<sup>(注)</sup> 5 Annex A において求められる内容を指します。具体的には、世界銀行のウェブサイト及び IFC のウェブサイトをご確認下さい。</u></p> <p><u>(注) IFC パフォーマンススタンダードに適合するためのガイダンス</u></p> <p>なお、OP4.12 Annex A の主な項目は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転に係る社会経済調査の結果</li> <li>・ 移転対象者の定義及び補償・支援の受給資格</li> <li>・ 損失価額の算定方法及び損失の補償方法</li> <li>・ 補償及び支援の具体的内容</li> <li>・ 移転先に用意される住宅、インフラ、公共施設</li> <li>・ 移転住民及び移転先コミュニティの移転プロセスへの参加</li> <li>・ 苦情処理メカニズム</li> <li>・ 実施スケジュール</li> <li>・ 費用見積もり及び予算計画</li> <li>・ モニタリング及び事後評価の概要</li> </ul> <p><u>IFC ガイダンスノート 5 Annex A においても概ね同様の項目が記載されております。</u></p>	
1.4	環境レビュー	<p>Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1 . において「先住民族計画には、<u>世界</u></p>	<p>Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1 . において「先住民族計画には、<u>適合</u></p>	

	FAQ の分類	現行の FAQ	変更後 FAQ 案	備考
		<p>銀行のセーフガードポリシーの OP4.10 Annex B に規定される内容が含まれることが望ましい」とありますが、<u>OP4.10 Annex B に規定される内容とはどのようなものですか？</u></p> <p>A. OP4.10 Annex B は、<u>世界銀行のウェブサイトに掲載されておりますので、ご確認下さい。</u></p> <p>なお、OP4.10 Annex B の主な項目は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先住民族に係る社会的アセスメントの要旨</li> <li>・ プロジェクトに係る情報が提供された上での先住民族との事前の自由な協議結果の要旨</li> <li>・ 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保証する方策</li> <li>・ 先住民族に対する負の潜在的影響を回避、最小化、緩和あるいは補償する適切な方策</li> <li>・ 費用見積もり及び予算計画</li> <li>・ 苦情処理メカニズム</li> <li>・ モニタリング及び事後評価の概要</li> </ul>	<p>を確認する国際金融機関の基準で求められる内容が含まれることが望ましい」とありますが、<u>具体的にはどの基準で求められている内容になりますか？</u></p> <p>A. <u>世界銀行のセーフガードポリシーへの適合を確認する場合は OP4.10 Annex B、IFC のパフォーマンススタンダードへの適合を確認する場合はガイダンスノート<sup>(注)</sup> 7 Annex A において求められる内容を指します。具体的には、世界銀行のウェブサイト及び IFC のウェブサイトをご確認下さい。</u></p> <p><u>(注) IFC パフォーマンススタンダードに適合するためのガイダンス</u></p> <p>なお、OP4.10 Annex B の主な項目は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先住民族に係る社会的アセスメントの要旨</li> <li>・ プロジェクトに係る情報が提供された上での先住民族との事前の自由な協議結果の要旨</li> <li>・ 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保証する方策</li> <li>・ 先住民族に対する負の潜在的影響を回避、最小化、緩和あるいは補償する適切な方策</li> <li>・ 費用見積もり及び予算計画</li> <li>・ 苦情処理メカニズム</li> <li>・ モニタリング及び事後評価の概要</li> </ul> <p><u>IFC ガイダンスノート 7 Annex A においても概ね同様の項目が記載されております。</u></p>	
1.5	ガイドラインの適用および見直し	<p>Q. 環境ガイドラインについて、今後も定期的に見直しが行われる予定なのですか？</p> <p>A. ガイドライン第 1 部 8. に規定されている通り、基本的には、環境ガイドラインが施行されて 5 年以内に包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改訂を行う所存です。</p> <p><u>ただし、JBIC が国際的な議論の進展や JBIC の経験等に鑑みて、見直しが必要と判断した場合、定期的な見直しのタイミングを待たずして包括的な検討を行う考えです。例えば、OECD 輸出信用部会の環境コモンアプローチの見直しにより、JBIC の環境ガイドラインを修正する必要が生じた場合、その都度見直しを行う予定です。</u></p>	<p>Q. 環境ガイドラインについて、今後も定期的に見直しが行われる予定なのですか？</p> <p>A. ガイドライン第 1 部 8. に規定されている通り、基本的には、環境ガイドラインが施行されて 5 年経過後に包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改訂を行う所存です。</p> <p><u>一方、コモンアプローチが改訂され整合を図る必要があると認める場合には、5 年経過を待たずに改訂を行うことがあります。この場合においても、透明性の確保を前提に、ガイドラインの改訂を行う予定であり、具体的な手続きとしては、ガイドライン改訂案を公開の上、改訂案に係る説明会の開催やパブリック・コメント等を通じステークホルダーの皆様のご意見を受け付ける機会を設けながら、改訂していく考えです。</u></p>	項番 37。

## 2. 新しく追加する FAQ について

	FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
2.1	ガイドライン全般	<p>Q. 環境ガイドライン第 1 部 1. 「プロジェクトの準備・形成の段階から当行が関与する場合、適切な環境社会配慮がなされるよう、なるべく早期段階から借入人等に働きかける。」とありますが、どのような働きかけを行う考えですか？</p> <p>A. プロジェクトの準備・形成段階で、事前調査を実施する企業に対し JBIC が出資するような場合、出資者としてその調査のスコープに環境面も含めるよう働きかけることができると考えています。加えて、当該企業がマスタープランの作成に携わるような場合には、戦略的環境アセスメントの考え方も含めるよう提言していくことを考えております。</p>	項番 3、5。
2.2	ガイドライン全般	<p>Q. 環境ガイドライン第 1 部 4. (3) の「OECD 多国籍企業行動指針における我が国の連絡窓口」とはどこになりますか？</p> <p>A. 日本の連絡窓口は以下のとおりになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外務省経済局 OECD 室</li> <li>・ 厚生労働省大臣官房国際課</li> <li>・ 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課</li> </ul>	項番 22。
2.3	スクリーニングおよびカテゴリ分類	<p>Q. カテゴリ分類の際に考慮する「影響を受けやすい地域」に関し、環境ガイドライン第 2 部 3. の「影響を受けやすい地域」の「自然環境」において「国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地」と記載ありますが、国際機関が定めている基準についてもこの「国際条約等」に含まれますか？</p> <p>A. 「影響を受けやすい地域」に規定している「国際条約等」には国際機関が定める基準全てが含まれるわけではありませんが、IUCN の Red List of Threatened Species 等、世銀や IFC が参照する基準については、考慮しつつカテゴリ分類していくことになります。</p>	項番 39。
2.4	環境レビュー	<p>Q. 環境ガイドライン第 1 部 6. (1) ただし書に、「案件の性質上、例外的に、融資等の意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書を入手しえない場合、意思決定後に環境レビューを行うことを前提に、意思決定を行う場合がある」とありますが、この規定は具体的にはどのような場合に、どういった手続きで適用されることになりますか？</p> <p>A. 該当する案件の事例としては、資源開発プロジェクトの初期段階における権益取得案件、あるいは具体的な資金使途が定まっていない段階で出資の意思決定が必要な出資案件等が想定されます。</p> <p>この場合、事業実施者等からの情報を基に、実施が予定されるプロジェクトについてカテゴリ分類を行った上で、カテゴリ A または B に分類された場合には、以下のプロセスにて環境社会配慮の確認を行っていきます。</p> <p><b>【意思決定前】</b></p> <p>環境レビューを行うのに十分な資料は入手できませんが、事業実施主体等を通じ得られた情報を基に、可能な範囲で、事業実施主体の環境社会配慮の実施体制等について確認を行っていきます。確認に用いた情報については、商業上の秘密にも配慮しつつ、スクリーニングフォームに記載される情報の他、可能な範囲で公開を行っていきます。</p> <p>また、暫定的ではありますが、実施した確認の結果は、意思決定後すみやかにウェブサイト上で公開します。</p> <p>なお、環境レビューの実施までは、プロジェクトの開発等は行われなことを契約上明記する考えです。</p> <p><b>【意思決定後】</b></p> <p>環境社会影響評価報告書 (ESIA) 等環境レビューに必要な文書を入手できたところで、通常通りの環境レビューを実施していきます。なお、環境レビューで用いた ESIA や環境レビュー結果については、通常どおりウェブサイトにて公開します。</p> <p>また、上記環境レビューにおいて適切な環境社会配慮を確認できなかった場合には、融資契約に基づき、貸付等の実行を停止するとともに、借入人に期限前償還を求めていきます。</p>	項番 6。
2.5	環境レビュー	<p>Q. 環境ガイドライン第 2 部 1. (3) 「不可分一体の施設」とありますが、どのような施設を指しますか？</p> <p>A. 不可分一体の施設とは、OECD コモンアプローチに規定されている「associated facilities」と同義になります。</p>	項番 19。

	FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
		<p>この不可分一体の施設は、プロジェクトの一部を構成する施設ではないものの、プロジェクトがなければ建設または拡張されなかったものであり、かつプロジェクトの実施に不可欠な施設を指します。</p> <p>なお、この不可分一体の施設は、事業実施主体によって所有、管理、運営等される施設に限られるものではありません。また、この不可分一体の施設の環境レビューは、同施設の建設される時期や立地も考慮しつつ、合理的と考えられる範囲内で実施することになります。</p>	
2.6	環境レビュー	<p>Q. 環境ガイドライン第 2 部 1.(3) において「地域社会の衛生・安全・保安」が検討する影響のスコープの一つに挙げられていますが、その中でも警備要員の利用についてどのような確認を行っていますか？</p> <p>A. 警備要員の利用については、チェックリスト上「プロジェクトに関する警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか」という点を確認事項として挙げております。</p> <p>IFC のパフォーマンススタンダード 4 は、より具体的に、事業者が以下の事項について適切に対応することを求めており、世銀のセーフガードポリシーも同様の方向で改訂が検討されているものと理解しています。</p> <p>事業者が自ら警備要員を配備する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備体制によって、プロジェクト内外の人々にもたらされるリスクの評価</li> <li>・ 警備体制を構築するにあたり、警備要員の雇用、行動規範、訓練、装備、モニタリングに関する国際的に妥当な実務や、適用される法律の遵守</li> <li>・ 警備を行う者が過去に虐待に関与していないかを合理的な範囲で調査し、武力の使用と労働者及び影響を受けるコミュニティに対する適切な行動について十分な訓練を行い、また適用される法律の範囲内での行動を求める</li> <li>・ 影響を受けるコミュニティが、警備体制と警備要員の行為に関し懸念を表明できる苦情処理メカニズムの整備</li> </ul> <p>政府の警備要員が配備される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備要員が上記に沿った行動を取るよう努める。</li> <li>・ 政府に対し、安全上の懸念が生じない限り、警備体制に係る情報公開が行われるよう働きかける。</li> </ul>	項番 21。
2.7	環境レビュー	<p>Q.環境ガイドライン第 2 部 1.(8) は、プロジェクトが先住民族の諸権利に影響を及ぼす場合、先住民族との「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」を求めています。どのような手続や合意が求められますか？</p> <p>A. プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、当該先住民族との間で、通常地域住民と同様、情報が公開された上での十分な協議や参加の手続を経ることが求められます（環境ガイドライン第 2 部では、1.(5) に規定しています）。一方、先住民族がその土地や資源に関して有する諸権利については、その脆弱性に鑑み、このような通常の手続に加えて、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」( Free, Prior, and Informed Consent (FPIC) ) を求めているものです。</p> <p>FPIC は、普遍的に受け入れられた定義がある表現ではありませんが、通常の協議や参加の手続に加え、事業者と先住民族の影響を受けるコミュニティ間での誠実な交渉を通じて構築されていくものと考えています。もっとも、ここにいう「合意」は必ずしも全員の合意を必要とするものではなく、例えばコミュニティの中の個人やグループが明示的に反対している場合であっても達成されうるものと考えています。</p> <p>FPIC が求められるのは、以下のように、プロジェクトにより先住民族固有の権利等に影響がおよぶ場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的に所有権され、または慣習的に利用されてきた土地にプロジェクトが立地し、またそのような土地の天然資源を商業的に開発する場合で、かつ負の影響が想定される場合</li> <li>・ 先住民族が共同で保有する上記の土地・天然資源から先住民族を移動させる場合</li> <li>・ 先住民族にとって重要な文化的遺産に重大な影響がある場合</li> </ul> <p>なお、この考え方は、IFC のパフォーマンススタンダード 7 における FPIC の解釈に沿うものであり、世銀のセーフガードポリシーも同様の方向で改訂が検討されているものと理解しております。</p>	項番 26。
2.8	環境レビュー	<p>Q. 環境ガイドライン第 2 部 1.(3) .において「大気には温室効果ガスを含みうるが、これに関する具体的な環境社会配慮の要件等についてはコモンアプローチを踏まえた対応を行う」とされていますが、コモンアプローチにおいては、どのような規定が存在していますか？また、適合を確認する国際金融機関の基準における状況も教えて</p>	項番 30。

	FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
		<p>下さい。</p> <p>A. (1) コモンアプローチ</p> <p>温室効果ガスについては、コモンアプローチ上、特定すべき環境・社会影響のうち「環境への影響」の例示として、「大規模な大気への排出（温室効果ガスの排出を含む）」という形で言及されています（（カテゴリ分類）第 10 段落）。ただし、それによって、環境レビューやモニタリング、情報公開の面で追加的な対応が求められているわけではないと理解しています。</p> <p>一方コモンアプローチは、OECD 参加国による定期的な報告と情報交換を通じて、コモンアプローチの適用に関する経験の蓄積を継続していくこととしており、その一環として、温室効果ガスについては、年間排出量が 25,000 CO<sub>2</sub> 換算トンを超えると予測されるプロジェクトに関しては、ESIA レポート等を通じ参加国が情報を有している場合、操業時の温室効果ガスの年間排出予測を OECD 事務局に報告することを求めています（（報告およびモニタリング）第 42 段落）。</p> <p>またコモンアプローチは、火力発電プロジェクトに対する支援を、更なる検討を要する課題の一つとして挙げており、排出原単位が 700g/kWh を超える新規の火力発電プロジェクトにおける CO<sub>2</sub> 排出の回避、最小化、オフセットの取り組みに関する報告をもとに、この検討を進めることとしています（パラグラフ 43）。</p> <p>現在（ 年 月）OECD においては、上記の規定も踏まえ、温室効果ガス排出量の計測や報告の方法、あるいは火力発電に対する支援について経験の蓄積や更なる検討が行われています。このような検討を踏まえてコモンアプローチが改訂された場合は、JBIC としてもコモンアプローチに則った対応を行っていく所存です。</p> <p>(2) 適合を確認する国際基準</p> <p>適合を確認する国際基準の 1 つである IFC のパフォーマンススタンダード 3 は、温室効果ガスについて、事業者に対し以下のような対応を求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの計画時および操業時において、温室効果ガス排出量の削減に資する代替案を検討し、技術的・財政的に実現可能でかつ費用対効果の優れた選択肢を実行すること。（第 7 段落）</li> <li>CO<sub>2</sub> 換算で年間 25,000 CO<sub>2</sub> トンを超える排出が見込まれ、または現に排出しているプロジェクトについて、プロジェクトによる直接的な排出量と、プロジェクトが使用するエネルギー（電力や熱等）の生産による間接排出量を定量化する。このような定量化は、国際的に認知された方法論およびグッドプラクティスに基づき年一回行う。</li> </ul> <p>なお、世銀のセーフガードポリシーは温室効果ガスに関する要件を定めていませんが、IFC のパフォーマンススタンダードと同様の方向で改訂が検討されているものと理解しております。</p>	
2.9	環境レビュー	<p>Q. プロジェクトが周辺の住民等に大きな影響を及ぼす場合には、環境レビューでのプロジェクト予定サイトへの実査等において、被影響住民への聞き取りを行うべきではないでしょうか？</p> <p>A. プロジェクトにおける環境社会配慮の主体はプロジェクト実施主体であり、当行はそれを確認するという立場です。被影響住民を含む、プロジェクトのステークホルダーへの対応も、一義的にはプロジェクト実施主体が行うものであり、当行は適切な対応が行われているかを、環境レビューを通じて確認することになります。</p> <p>このような確認手続きの一環として、被影響住民への聞き取りを行うことが必須とは考えておりませんが、大規模な非自発的住民移転を伴うプロジェクトや周辺に先住民が居住しているプロジェクト等で被影響住民に大きな影響が及ぶ場合においては、個別に状況を判断し、当行が必要と認める場合は聞き取りを行うこともあります。</p> <p>なお、世銀や IFC の基準においても、環境レビューにおける被影響住民への聞き取りを義務付けてはいないと認識しています。</p>	
2.10	モニタリング	<p>Q. カテゴリ FI のサブプロジェクトについて、JBIC はモニタリングを行わないのですか？</p> <p>A. カテゴリ FI のサブプロジェクトのうち、カテゴリ A 又は B 案件の環境レビューやモニタリングについては、金融仲介者等の能力・経験や態勢に応じ、JBIC 自身が行う場合と金融仲介者等が行う場合があります。</p> <p>環境レビューやモニタリングを金融仲介者が行う場合、JBIC は、どのようなサブプロジェクトに投融資が行われているかを金融仲介者等を通じて把握し、必要に応じ、金融仲介者等から報告を受けることとなっています。</p>	
2.11	情報公開	<p>Q. 環境ガイドラインにおいて「プロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める」とありますが、具体的にどのような情報の公開に努めるので</p>	項番 8、16。

	FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
		<p>すか？</p> <p>A. プロジェクトの環境社会配慮面全般に関し情報公開を促していく考えであり、ESIA が現地語で作成されている場合に別途作成された日本語訳・英語訳や事業者が実施したモニタリング結果についても、これに含まれると考えています。</p>	
2.12	環境社会配慮確認に要する情報( EIA 等 )	<p>Q. 環境ガイドライン第 2 部 2.において「環境社会影響評価報告書にはコモンアプローチに規定される事項が記述されていることが望ましい。」とされていますが、コモンアプローチのどの部分に規定されている内容ですか？</p> <p>A. 環境社会影響評価報告書に記述されることが望ましい内容は、コモンアプローチの Annex に規定されており、具体的には以下の通りです（日本語は仮訳）。</p> <p>ANNEX 環境社会影響評価報告書（注）</p> <p>環境社会影響評価（ESIA）報告書は、プロジェクトの重要な課題に焦点をあてている。報告書の範囲及び詳細さは、そのプロジェクトが与える影響とリスクに応じて決まるものであり、プロジェクトに適用される国際基準において規定されている課題に言及すべきである。また環境社会影響評価報告書は、典型的には以下の項目を含む（順不同）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 概要 重要な結果と推奨される行動について、平易な言葉で簡潔に述べる。</li> <li>2. 政策的、法的、及び行政的枠組み アセスメントが実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。それらには、ホスト国の規制（関連する国際的な社会・環境面の条約、協定、慣習を実行するための義務を含む）、プロジェクトに適用される国際基準、またバイヤー/プロジェクトスポンサーにより特定された社会・環境面のパフォーマンスに対する追加的な優先事項や目標も含まれる。また、共同で資金供与する機関の環境面の要求事項を説明する。</li> <li>3. 案件の記述 提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、衛生的、時間的背景を簡潔に記述する。それらには、必要となり得る追加的なプロジェクトの要素（例：専用パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等）を含む。プロジェクトの操業に必要な不可欠な第三者の施設や行動も含まれる。通常、プロジェクトサイトとプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。</li> <li>4. 基本情報 調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、社会経済的及び衛生・労働面の条件（プロジェクトが開始する前から予期されている変化も含む）を記述する。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの立地、設計、運営、及び緩和策に関する決定に関連すべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。</li> <li>5. 環境・社会面の影響 プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な残りの負の環境影響を特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を特定・推定し、また、更なる配慮を要しない事項を特定する。不可分一体の施設やその他第三者の行動による影響及びリスクを評価する。必要に応じて、地球規模、越境及び累積的な影響を検証する。</li> <li>6. 代替案の分析 プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての合理的な代替案を、それぞれの代替案が環境・社会面に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・訓練・モニタリングの観点から比較する。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を明記し、推奨される排出レベル（関連する場合には、温室効果ガスも含む）及び汚染防止・削減策の正当性を示す。</li> <li>7. マネジメントプログラム プロジェクトの実施時に、環境・社会面への負の影響を回避、削減、緩和、修復するために取られる緩和策と管理計画（優先される順に）及びその時間軸から構成される。複数の方針、手順、実務や管理計画および行動を含みうる。可能な範囲で、期待される結果を計測可能な事象（例えば、成果指標、目標、容認基準等、一定期間にわたり追跡できるもの）として述べる。プロジェクトの実施に必要な資源（予算を含む）や責任を示す。バイヤーやプロジェクトのスポンサーがプロジェクトに適用される法令を遵守し、適用される国際基準を満たす上で必要な対策と行動を特定する際、マネジメントプログラムには、影響を受けるコミュニティに公開され、随時報告・更新されていくアクションプランも含まれる。</li> <li>8. 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境社会影響評価報告書の作成者のリスト-個人及び機関</li> </ul> </li> </ol>	項番 36。



FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考資料-公表・非公表を問わず準備調査で使用された資料</li> <li>・ 協議会やコンサルテーション会合の記録。影響を受けるコミュニティやその合法的な代表、その他利害関係を有する主体（例：市民社会組織）が情報提供を受けた上で有する見解を得るためのコンサルテーションの記録も含む。その記録においては、コンサルテーションの他に、影響を受けるグループの見解を得るために、どのような手法（例：調査）が取られたか特定する。</li> <li>・ 本文で参照あるいは要約された関連データの表</li> <li>・ 関連する報告書、監査及び計画（例：住民移転計画、先住民族/天然資源に依存するコミュニティ計画、コミュニティ衛生計画）</li> <li>・ 以下の事項を記載したアクションプラン。（ ）様々な緩和策を実施するために必要な行動や着手すべき是正措置、（ ）これらの行動の優先順位、（ ）実行にあたっての時間軸、（iv）随時の情報公開やコンサルテーションが予定される場合は、影響を受けるコミュニティとの情報交換の日程。</li> </ul> <p>（注）この Annex は IFC の Guidance Note : Performance Standard on Social and Environmental Sustainability (2007 年 7 月 31 日) に基づくが、コモンアプローチのために一部文言修正されている。</p>	